

東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

1 主旨

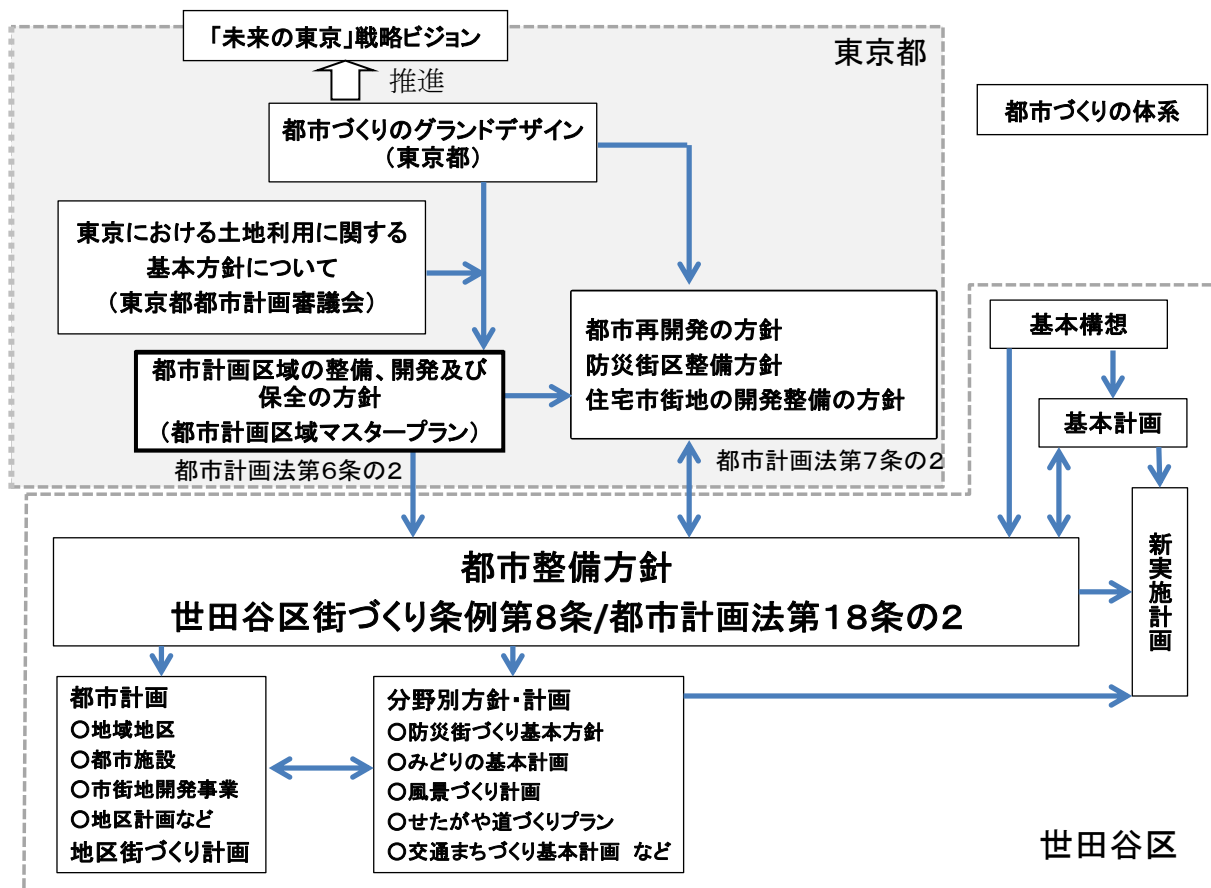
「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」という）は、東京都が市町村を超える広域的見地から、都市計画区域全域（東京都市計画区域は東京23区を対象とする）を対象として定める都市計画である。

このたび、東京都において、都市計画区域マスタープランの変更案を作成し、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条に基づく意見照会があったので報告する。

2 位置づけ及び内容

都市計画区域マスタープランは、東京都が、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第6条の2の規定に基づき定める。

都市計画区域マスタープランには、東京都が、市町村を超える広域的見地から、都市計画区域全域（東京都市計画区域は東京23区を対象とする）を対象として、（1）都市計画の目標、（2）市街化区域および市街化調整区域の区分の方針、（3）主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。



### 3 これまでの経緯

- 令和2年 5月 東京都が原案について発表  
都市整備常任委員会（法第16条手続きの口頭報告及び資料配付）
- 7月 東京都による原案の縦覧  
世田谷区都市計画審議会（報告）  
都市整備常任委員会（原案の報告）
- 8月 東京都による法第16条に基づく公聴会
- 11月 法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項に  
基づく、東京都から世田谷区への意見照会

### 4 都市計画区域マスタープラン（案）の概要

#### （1）概要

別紙1参照

#### （2）本編

別紙2参照

### 5 今後のスケジュール（予定）

- 令和2年12月 東京都による法第17条に基づく案の公告・縦覧  
世田谷区都市計画審議会（諮問）
- 令和3年 1月 法第21条第2項の規定において準用する同法第18条  
第1項に基づく、東京都からの意見照会への回答
- 2月 東京都都市計画審議会付議
- 3月 東京都が都市計画決定・告示